

平成29年度 第1回 総社市入札等監視委員会

審議概要開催日及び開催場所

平成29年6月20日(火) 午前10時00分～12時00分

総社市役所本庁舎2階会議室

委員 委員長 小寺 立名

委員 林 英夫

委員 山田 孝延 3名全員の出席であり委員会は成立

次第

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

・審議対象期間の契約状況について

(事務局) 総括表をもとに、今回の対象期間である平成29年1月1日から3月31日までに契約を締結した、予定価格が50万円以上の事案について説明。対象件数は、工事・委託業務を含め全部で101件であること。各課で行う委託・施設修繕が34件で、そのうち3件が指名競争入札、31件が随意契約であった。随意契約となっているものについても、可能な限り2者以上からの見積徴収を行うようにしており、概ね適切に執行されていると思われる。

建設工事・委託業務については67件であり、一般競争入札が0件、指名競争入札が34件、随意契約が33件。建設工事等については、年度末ということもあり、適正な工期設定に努めた。

(委員) 了承

・最低制限価格算定方式の改定について

(事務局) 工事の最低制限価格の算定方法について、国の算定基準が29年4月に変更となったことから、総社市においても合わせて改正を行った。国からの通知が3月中旬であったため、業者への周知期間を考慮し5月からの適用とした。これは工事の品質、業者の担い手確保、ダンピング受注の防止ということを考慮し改正するものである。

(委員) 了承

(2) 審議事項

・審議対象案件の審議

(事務局) 当番の林委員より抽出案件の説明をお願いします。

(林委員) 今回は、一般競争入札となった案件がなかったため、指名競争、随意契約から選定した。

各所属で実施している委託・修繕からは、5課から計6件の案件を選定。こども夢づくり課と健康医療課については、同時期に同じ建物内の改修を行っており、契約方法などに問題がないかを確認したいと思い選定した。2番目の農林課については、ハイブリッドメガ団地という特殊な業務となるが、いずれも土地改良事業団体連合会への1者随意契約であるため選んだ。下水道課の修繕については、施設の緊急修繕であり、随意契約の理由が自治法施行令第167条の第1項第5号であり、法令根拠等に問題がないかを確認したい。

教育委員会庶務課の給食センター建設工事設計業務については、金額が大きく、プロポーザル方式ということで、その内容を確認するために選定した。

建設工事については、特に特殊なものは見受けられなかったが、今回の案件の中で金額が一番大きかった小学校の空調設備設置工事の3件を選定した。

抽出案件（審議順）

	契約方法	担当課	工事又は業務名
修繕	随意契約	こども夢づくり課	山手保健センター 第1会議室外2室改修 (山手小学校区放課後児童クラブ)
		健康医療課	山手保健センター検診室外2室改修
委託	随意契約	農林課	ハイブリッドメガ生産団地概略設計書作成(久代地区)業務
			ハイブリッドメガ生産団地概略設計書作成(黒尾地区)業務
修繕	随意契約	下水道課	総社下水処理場汚泥濃縮機ベルト等取替修繕
委託	プロポーザル	庶務課	総社市学校給食センター(仮称)建設工事設計業務
工事	指名競争	庶務課	総社中央小学校 空調設備設置工事(機械設備)
			常盤小学校・清音小学校 空調設備設置工事(機械設備)
			総社東小学校・山手小学校 空調設備設置工事(機械設備)

委員からの意見・質問、それに対する回答

委員からの意見・質問	担当課の説明・回答
<p>○山手保健センター 第1会議室外2室改修 (山手小学校区放課後児童クラブ) 山手保健センター検診室外2室改修</p> <p>・2件のうち1件目の資料で添付されている内訳明細書の数量には一式としか記入がないが、総額で依頼したのか。</p> <p>・この内訳明細は、業者が提出してきたものか。</p> <p>・2件目については内訳明細書がないが、どのようにして見積りをもらったのか。</p> <p>・参考見積りを1者から徴している。1者だけか。</p> <p>・参考見積りを徴したのはいつごろか。</p> <p>・内訳明細が参考見積りの際に出てきたのか。</p> <p>・参考見積りの際には、この業者が現地を確認していると思うが、その際には2件目の改修の必要性についての意見はなかったのか。</p>	<p>(こども夢づくり課)</p> <p>・山手小学校区の放課後児童クラブについて、定員がオーバーし、待機児童が発生する状況であったため、山手保健センターの空き室を利用することとなった。それに伴い、改修修繕を行うこととなった。</p> <p>(健康医療課)</p> <p>・こども夢づくり課が改修を行うにあたって、他にも修繕の必要な箇所があったため、併せて改修を行うこととなった。</p> <p>・総額で依頼した。</p> <p>・市で作成したもの。</p> <p>・期間がなかったこともあり、1日に要望を聞いて改修箇所を使用者と協議し、必要な項目を設定した。そのため数量による発注ではなく仕様書による発注となっている。</p> <p>・ごく一般的な材料の使用なので1者のみとした。</p> <p>・正式に見積りを徴した少し前。</p> <p>・内訳明細は市で作成したもの。</p> <p>・改修業者から出た話ではなく、こども課が担当になるが、就学前の子たちの場として改修するのだったらこっちの方もして欲しいと言われた。</p>

<p>・利用者の方からここも一緒にと。</p> <p>・1件目の参考見積りの際には、利用者の方からそういう声があがってなくて、見てもらったら話がでたと。参考見積りは1者でよかったか。</p> <p>・2件目について、契約規則により原則として2者以上から見積りを徴さなければならないが、20万円未満か市長が特別の事由があると認めた場合は可能とある。今回も認めたということか。</p> <p>・この件に限らず、この条文を使い1者からというのが多いと感じるが、市長が特に認めた時という判断基準はないのか。市長がといてもすべて市長が決裁しているわけではないと思うが、こういう場合は1者でよいというものは各担当課での判断か。</p> <p>・特命随契しかない場合ということか。</p> <p>・実際には入札に付することが不利である6号がよいのでは。ようするに現場を取り掛かっている業者に頼むほうが有利に決まっているなら間違いなく1者に絞られる。市長が特に認める場合にあたりやすいのではと。今後の参考にしてください。</p> <p>○ハイブリッドメガ生産団地概略設計書作成(久代地区)業務</p> <p>・今回の概略設計というのは、大きな計画のなかの一部分の発注ということか。</p> <p>・実際の工事などはどうするのか。</p>	<p>・そうです。それを踏まえて、今後利用する子どもが増えていくのなら、改修したほうがよいだろうと。</p> <p>・(事務局)出来るだけ複数者でという通知をしている。今回は一般的な材料等であり1者という判断をされたのだろうと思う。</p> <p>・年度末までに改修を終わらせたいということもあり、その者でしかできないと判断した。</p> <p>・(事務局) その1者でしか出来ないという際はこのただし書きを使用する。起案に、しっかりとその者でしかできないと理由を記載している。基準というものはない。</p> <p>・(事務局) そうです。特命随契しかなくて、今回ですと期間も限られ、隣をしているから金額的にも期待できるということもあると思う。</p> <p>(農林課)</p> <p>・岡山県が28年度に立ち上げた構想。果樹の大規模生産団地を作ろうというもの。総社市は、桃の生産団地を整備するモデル地区として認定をいただいた。久代、黒尾、小寺の3地区で桃の畑を作っていくことを考えている。</p> <p>・たたき台の図面をつくり概算を出す。それを基に地元に説明をしたりする。その後に、国庫補助の対象であるので、事業計画書の作成もある。一連の作業となると、土地改良事業連合会が一手に引き受けている。</p> <p>・一般的な工事や測量は一般の業者がする。実施設計になると、圃場整備、農地造成のノウハウが必要なので、詳細設計は県土連に出す予定。</p>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・概略設計書は、どこの自治体が発注しても、県土連に頼むことになるのか。 ・設計価格は、国や県の示した単価での作成か。 ・それは県土連もわかっているということか。 ・予定価格と比較し1万円だけ引いてくれたということか。よく相手も積算をしていると。2件とも全く同じ額であるが。 ・時間的な制約があったわけではないのか。 ・連合会はかなり件数をこなしているからノウハウがある。イノベーション的な話になったときに、ほんとに連合会しかないのかとは思いが。 ・設計価格に近い額で1万円ほどの値引き。話が出来てしまっている感じ。そこしか出来なくて、金額の算定も分かっている。一応見積もりはとるが、契約のやり方として少しでも安くする交渉の余地がないのか。県内でもう一団体していると説明があったが、そこも同じ状態か。他自治体は交渉しないのか。 ・生産団地の場所を決めるのは、総合計画の中で、この地域というような位置づけはあるのか。 ・総社インターの流通団地は、都市計画審議会にかけてははじめの段階でやっているが、農業の場合の生産団地はどういうところで決まっているのか。 ・生産団地を整備していくと、インフラの道路整備なども関連してくると思うが関係ないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の道路・水路などは一般的な測量業者、設計業者になるが、圃場整備や農地造成という特殊な形になると、ノウハウをもっている県土連となるのではないか。 ・土地改良事業積算基準書による。概略設計書という項目がないので、査定率は県に相談して、査定率を掛けて作成している。 ・一般的に流通している積算基準書であるし、はっきりは分からないがそうだと思う。 ・規模が同じくらいなので、設計額も同じになってしまう。 ・この夏には事業認可に向けて動けるようにということはある。 ・県土連が大体している。一般的な田んぼの造成なら他でもあると思うが、農地一部山林造成の積算となると、圃場整備や換地計画のノウハウを持っているのは県土連。県土連は県の外郭団体であり、法手続きの関係が一般のコンサルタントでは出来ない。農地法、土地改良法での手続きが県土連しかできないようなシステム。会計検査でも県土連への委託がどうかという話があり、全国的な課題であるが結論は出ていない。 ・もう一団体は、土地改良法を使つての整備ではない。背景からすることまで異なる。積算で補正はして通常的设计より下げてはいる。ただ以前は、公益法人に出す場合は安価な諸経費の緩和があったが、昨年からなくなった。金額的には、補正のところで安くはしてある。 ・総合計画の中の位置づけではない。大きい意味での総合計画の中では農業ということが入っている。 ・具体的には総合計画では決まっていない。東部西部中部北部とわけ、そのなかに農業とか工業とかわけている。 ・今荒れている土地の再生であり、その中に4メートル程度の道路を作ったりするが、既設道路からの接続である。
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・都市の骨格には影響しないということか。 ・里山のほうになってしまうから、土地の水田などの圃場であると一度やってしまうと長期間固定され、宅地とか調整するのに影響があると思うが。 ・以上で終わります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2トンや4トンが入り出ればいいのか、そこまで大きな道は必要ないと考えている。 ・農振、農業地に入れていく、農地として守っていくことになる。補助としての絶対条件である。
<p>○総社下水処理場汚泥濃縮機ベルト等取替修繕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状態が悪化するまでが早かったという説明だったが、その兆候はどのあたりからあったのか。 ・緊急停止は3月半ばとある。予定価格の算出は、この者から示してもらったのか。 ・交渉した結果、予定価格よりはいくらか安くなったということか。 ・もともと金額はだいたいわかっていたのか。半年前の兆候あたりから考えていたのか。 ・時間があれば他のメーカーでも対応可能なのか。 ・ありがとうございました。 	<p>(下水道課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水処理場の緊急修繕であり、部品が特殊なものであることから、1者随意契約とした。 ・1年くらい前。半年くらい前から顕著になって、年が明けてから修繕の検討を始めた。一度夜中にとまったこともある。 ・参考にもらって査定した。時間がなかった。 ・そうです。 ・メーカーに点検させるなどし、だいたいのところは聞いていた。どうしても変えないといけないもの、間に合うもののみを交換した。 ・クボタ製であり、クボタしかない。他者をからめても結局はクボタしかない。丸ごと変えれば、他者も入る余地はあるが、今回は代替機がなく処理をとめられないことから結局クボタとなる。
<p>○総社市学校給食センター(仮称) 建設工事設計業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募型プロポーザルということだが、公募はホームページでしたのか。 ・プロポーザルの場合は、審査委員会の委員の公表をすると思うが、していないのか。 	<p>(庶務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の給食調理場の老朽化に伴い、現在2箇所ある調理場を統合して、新しいものを建てるもの。平成31年度の完成を目指している。価格のみでなく、提案内容や適正・能力などを総合的に判断する考え方から、公募型プロポーザルとした。 ・ホームページで募集した。 ・委員は公表していない。

<ul style="list-style-type: none"> ・その理由は何か。 ・私個人で県内他自治体のプロポーザルの審査委員を受けたことがあるが、委員として名前を公表されていた。当然、働きかけがあった場合は失格とすればよいので、出さない理由にならない。入札と違うので、プロポーザル自体の進め方、透明性が必要。他では1者に決めた場合、どういう理由でこの案がすぐれていたと記載されている。 ・審査基準はどのようなものだったのか。 ・提案内容で見た場合、施設のデザインというのは、プロポーザルではパース図とか精密なものは駄目だということになるが。 ・できたら、1者だけの公表でなく、審査過程でどういう形で選んだかということもきちっとしたほうがよい。次点までは選んでいないのか。県のPFIでしたときに1者が不祥事を起こして決定後に失格になったこともある。そのあたりを踏まえて公表しておくほうがよいのでは。 ・コンペとプロポーザルの使い分けの判断基準として、シンボル性をもったものであれば案としてコンペとして求める。プロポーザルは設計者の力量として求める。評価する。 ・今回選ばれた業者は能力があるとして選んだとして、設計は提案のあった者とするのか。 ・契約金額も評価点に入っているのか。 ・価格だけで見ると、結構な開きがある。配点は難しいと思うが、大きな枠でのコンセプトにはあったのか。市の考え方として価格より技術提案に重きを置いたということか。 ・1次審査を5者に絞ったのは。 ・参加資格にはどのようなものがあったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の公表は行っていないが、審査委員会を設置して審査するという事は募集の際の実施要領に記載している。 (採点表を追加配布し、) ・お配りした採点表で審査している。 ・図面的なものは求めている。提案内容に対して、業者の考え方をお聞きした。 ・公表はしていない。 ・これをベースに協議を進めるが、協議の中で変更はある。 ・全体の1割。 ・そのとおり。 ・プレゼンテーションを聞いて審査するには5者が限度と考えた。そのことは、募集の中にも記載している。 ・総社市に指名願を提出しており、岡山県内に本店・支店があることなど。
--	--

<p>・出来るだけ結果も公開して、市民が見られるような形で周知するほうがよい。価格重視でないことから選定の公平さは重要になってくる。参考にさせていただければと思う。</p> <p>○総社中央小学校 空調設備設置工事（機械設備）外2件</p> <p>・空調の設置工事ということで、各業者の間で技術に大きな差はないと思うがどうか。</p> <p>・安い金額で応札し失格になっている。3件とも比較的高めの額を入れた者が落札している。若干残念な結果と感じる。</p> <p>・設計価格は、建築工事と設備の機器とでわけたほうがいいのではないか。設備機器はメーカーでやっているのだから価格競争が激しく定価からいうとかなり安いことが多い。現場工事の設計価格というのは季節的な変動もあり、物価上昇もあるが、工業生産品は非常に安くなっているから、一律に最低制限を決めていくのはどうか。</p> <p>・落札した者は自分のところで施工し、下請けは出されていないのか。</p> <p>・今回2件とれた者も入札に参加しているのだから、基本は自分でやるのが前提か。</p> <p>・エアコン設置となるとだいたいこのメンバーか。</p> <p>・以上です。ありがとうございました。</p>	<p>(庶務課)</p> <p>・小学校の普通教室にエアコンを設置するもの。28年度、29年度の2カ年にわたって、順次設置をしている。</p> <p>・技術的な差はないと思われる。</p> <p>・(事務局) 工事の設計価格があり、最低制限価格の基準が決まる。総社市としてはくじで、その基準額をプラス1パーセントからマイナス3パーセントの範囲で変動させている。今回の3件の結果は、マイナス1パーセント、マイナス0.96パーセント、マイナス0.78パーセントであった。プラス1、マイナス3であれば平均マイナス1であるので若干高めになったのかなど。また、3月に発注したこともあり、例年仕事のあまりない4月5月に作業ができることで、各社少し低めに応札されたのかなど想像する。</p> <p>・(事務局) 今回は設備ということで、第一段階として設備設計事務所に設計を委託して、価格の調査・査定はしている。それを元に市建築住宅課で再度確認しながら設計書を作成しているので、そこは大丈夫と思う。</p> <p>・出している者もあった。</p> <p>・一度に2件落札となり、かなり忙しかったと聞いている。</p> <p>・(事務局) 市内で出来ることは市内でということで、市内・準市内を含め概ねこういったメンバーとなる。</p>
---	--

(3) その他

・次回の日程等

(事務局) 次回の日程について、次回は8月定例会になります。平成29年8月30日(水)の午前10時からお願いいたします。選定の当番は小寺委員長になります。よろしくお願ひします。

3 閉会

(事務局) 以上をもちまして平成29年度第1回の委員会を終了します。

平成29年度 第2回 総社市入札等監視委員会

審議概要開催日及び開催場所

平成29年8月30日(水) 午前10時00分～11時30分

総社市役所西庁舎3階301会議室(東)

委員 委員長 小寺 立名

委員 林 英夫

委員 山田 孝延 3名全員の出席であり委員会は成立

次 第

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

- ・審議対象期間の契約状況について

(事務局) 今回の対象期間である平成29年4月1日から6月30日までの事案について、「総括表」をもとに契約状況を説明。対象件数は建設工事、コンサルを含め全部で340件で、昨年同時期と比較して各課で行う委託件数は271件で16件の増となっている。

契約検査課・上水道課の建設工事等が69件であり、内訳としては、一般競争入札が1件、指名競争入札52件、随意契約が16件。件数としては、昨年度(68件)とほぼ同数で、その随意契約理由はすべて1号であった。また、各課で行う委託契約については、237件の随意契約中、随意契約理由が1号と3号を除くと、おおむねが2号での1者随契であったが、一部2号での複数者見積も見られた。

随意契約のうち、金額的には昨年同時期同様に、ごみ収集業務委託の1億5千6百万円が最高額であった。

(委員) 了承

(2) 審議事項

- ・審議対象案件の審議

(事務局) 当番の小寺委員より抽出案件の説明をお願いします。

(小寺委員) 今回は、入札案件として都市計画課の委託業務に金額が大きく、一般競争入札となった案件が1件あるため確認をしたい。

随意契約だが、交通政策課からは、新生活交通運行管理2件について、見積りを徴さない理由等を確認したい。こども課からは、健康診査業務等について、これも予定価格の設定がなされていないため選定した。下水道課からは、自治法施行令第167条の2第1項第2号で相手方が限定されるとしているが、複数者から見積りを徴している場合もあるため、業者限定の理由等を確認したい。上水道課からは、予定価格の設定のない配水管等修繕業務等7件を選定した。文化課からは、随意契約理由が自治法施行令第167条の2第1項第8号の修繕があるので、経緯などを確認したいと思い選定した。

抽出案件（審議順）

	契約方法	担当課	工事又は業務名
委託	随意契約	交通政策課	総社市新生活交通運行管理委託業務
			総社市新生活交通応援車両運行管理業務
委託	随意契約	こども課	母子保健事業に係る健康診査業務
			定期予防接種事業
			定期予防接種事業（岡山県相互乗り入れ分）
			平成 29 年度おたふくかぜ予防接種費助成事業
委託	随意契約	下水道課	平成 29 年度産業廃棄物処理処分業務委託（美袋）
			平成 29 年度スカム収集運搬業務委託
			平成 29 年度スカム処理処分業務委託
			平成 29 年度産業廃棄物収集運搬業務委託（コンポスト）
			平成 29 年度産業廃棄物処理処分業務委託
			平成 29 年度産業廃棄物処理処分業務委託
			平成 29 年度産業廃棄物処理処分業務委託
委託	随意契約	上水道課	配水管等修繕業務
	指名競争		水道メーター検診業務
	随意契約		水道メーター検診業務
			水道メーター検診業務
			水道メーター検診業務
			水道メーター検診業務
			水道メーター検診業務
修繕	随意契約	文化課	総合文化センター屋上（中央公民館）防水修繕
委託	一般競争	都市計画課	総社駅南地区 出来形確認測量変更及び換地処分等業務

委員からの意見・質問，それに対する回答

委員からの意見・質問	担当課の説明・回答
<p>○総社市新生活交通運行管理委託業務</p> <p>・総社市契約規則第 14 条の 3 第 1 項ただし書きにより見積書を徴さないと書いてあるが、理由を教えてください。</p> <p>・今の契約規則で市長が特別の事由があると認め</p>	<p>（交通政策課）</p> <p>・市内全域を運行対象とする業務は運送事業の許可が必要で、タクシー事業者、バス事業者と随意契約をしている。市と新生活交通の契約を締結し、ワゴンタイプの車両を保有している業者と随意契約している。</p> <p>・運用主体は総社市で実施運行する主体としては市内の全バス・タクシー事業者。デマンド交通は、ドアツウドアであり、玄関から目的地までとしている。そのため、タクシー会社、バス会社の営業に大きく影響を与える。このため、導入前から協議を重ねてきた。委託料については、実施主体として他の自治体を参考にもしたし、コンサルタントをお願いしていた大学教授の提案を元に、交通事業者と協議し決定した。ある程度、市が設定した額で協議したものであるため、このただし書きを適用した。</p> <p>（事務局）</p>

<p>た場合はこの限りでない」とあるが、基本は見積書を徴さなければならない。この点、総社市ではどのような取扱いをしているか。</p> <p>・この委託業務の予定価格は、毎年この額で固定化か。</p> <p>・応援車両の1時間単価は運輸局で決まった額か。</p> <p>・タクシー業者5者とバス業者2者ということか。バスは市外業者だが</p> <p>・タクシー会社でも市外の者があるが、市内に事業所があるということか。</p> <p>・2件目の時間単価について積算資料の説明を。</p> <p>・事業者数と台数の関係はどう決まったのか。</p> <p>・利用者からの利用料金はいくらか。</p> <p>ありがとうございました。</p>	<p>・この3月に他自治体を参考に見積書を省略できるもの等として庁内に通知をした。省略できるのは概ね①国又は他の自治体と契約するとき。②郵便切手、郵便はがき、収入印紙、証紙など法令により価格が定められているものを購入するとき。③新聞その他の定期刊行物を購入するとき。④価格、送料等が表示されている図書を購入するときとしている。</p> <p>・1件目は毎年度この金額としている。2件目の応援車両については、現在9台で実施しているが、不足時にはタクシー事業者による応援車両で貸切金額としている。この単価は運輸局で定められた額であるので、これが上がれば、事業者から提案がある形となる。そこで協議して決定する。</p> <p>・小型車両の貸切金額。雪舟君と同じ車両を貸し切ればもっと高い。雪舟君の応援は小型車両であるので、この金額でお願いしている。</p> <p>・バス路線の廃止・減便をしてもらったこともあり、バス事業者についてはお願いしている。</p> <p>・市内に事業所がある。</p> <p>・積算するにあたり、導入の際にコンサルタントをお願いしていた大学教授の提案により、維持管理としてはこのくらいの項目で経費が必要ということで算出した。運行時間と想定する運行キロ数が元になっている。</p> <p>・当初各社に1台と思っていたが、バス事業者については路線廃止の関係もあり2台と。当初バスの路線の状況を確認し9台で何とかまかなえるだろうと。その後、必要に応じ車両の増加を検討しようとなった。実際は9台では足りない状況であるが、増やすことについては交通事業者の了解も必要。こちらが増えればタクシーのお客が減る。基本は持続可能なバス路線・タクシーとの共存共栄できればと思っている。</p> <p>・1回300円。障がい者、要介護者は割引。未就学児は無料。利用料は条例で、減免は規則で決めている。</p>
--	--

<p>○母子保健事業に係る健康診査業務ほか</p> <p>・どの事業も自己負担額はないのか。</p> <p>・一部負担は直接医療機関の窓口で支払うのか。</p> <p>・一部負担は市の収入にはならない。直接医療機関の収入となるのか。</p> <p>・母子保健事業について、契約書に①県医師会と②～④他の大学などがある。②～④は医師会に入っていないから別にとということか。</p> <p>・予防接種委託以降の案件は、過去10数年にわたり誠実に契約を履行しておりとあるが、何かあるのか。もっと長い期間をもってなのか。</p> <p>・基本として他の契約相手は考えられずに、ずっとこの形で契約しているということによいか。</p> <p>・予防接種の業務委託契約でいう自己負担額を病院が徴収する。自己負担額を除いた差額が市から病院にはらう。予防接種については自己負担金はなしということによかったか。</p> <p>以上です。</p> <p>○平成29年度 産業廃棄物処理処分業務委託外</p>	<p>(こども課)</p> <p>・県内どこでも受診できるよう、すべての専門医療機関と契約するもの。競争入札に適さない。予定価格は単価において設定している。単価は県下統一単価。</p> <p>　　予防接種業務についても予定価格は設定している。単価設定。</p> <p>　　おたふくかぜ予防接種助成についても実施要領に基づき、予定価格を設定している。</p> <p>・受診券という形で交付。実施要領に定めている基本的健診については自己負担はないが、色んなオプションについては、それぞれで支払っている。予防接種については定期接種は自己負担なし。高齢者のインフルエンザは一部負担がある。高齢者の肺炎球菌の予防接種も一部負担がある。生活保護、非課税世帯は減免あり</p> <p>・そのとおり。</p> <p>・そのとおり。</p> <p>・そのとおり。</p> <p>・もっと長い。</p> <p>・そのとおり。</p> <p>・A類はない。子供の関係は国民の義務という形で全額公費。 B類の大人の関係は一部自己負担あり。</p> <p>(下水道課)</p> <p>・下水処理場、浄化センターから発生する汚泥、スカムの収集、処分に関する契約。</p>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・3者から見積り。単価が違うが。 ・美袋浄化センターは2者で見積り合わせか。 ・2者とも同じ金額だが。 ・総社下水処理場の方は3者から見積りを徴し距離が遠近あるが、3者に分割発注。美袋の方は安いほうと契約。何が違うのか。 ・業者が複数あるが、どういうところで入札に適さないとなるのか。 ・総社下水処理場は3者と契約しているのはなぜ。 ・入札としたら ・入札としたら収集運搬とトータルで決めるため難しいのか。 ・肥料化した場合とそうでない場合も同様の見積りができるのか。 	<p>産廃処分は3者から見積りを徴し3者とも契約をしている。産廃処分業者は環境対策などで受け入れ不能、行政処分で業務停止など色々あるので危険分散のためにあえて3者とも契約している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運搬業務は別契約していて、単価は異なるが年間の額は3者とも同じ額になるべくするようにしている。 ・調べた限りでは3者しかない。うち1社は広島県。美袋については量が少ないので、県内の2者から見積りを徴して安価な方と契約している。 ・別に契約する運搬費用を加味して考える必要がある。運搬費用を考慮して安価な方と契約した。 ・発生する汚泥の量が全く違う。業者の都合でもし受け入れ不能となっても、環境保全事業団との協定があり、そちらで処理することは可能であるが高額。なるべく使いたくないが美袋は量が少ないので、事業団は最終的な受け入れ先として確保している。 総社下水処理場の汚泥もそこに持っていけばいいが、金額が大変なことになる。 ・業者が限られる。探してここまできた。1者ですべて済むのならよい ・従前からの経緯で、最初は1者でしていたが、総社下水処理場の処分量が増えてきたことで1000トンごとに1者増えている。将来さらに増えればどうするか考えねばならない。また、大型トラックに満載にして毎日運んでいるが、一番安いところにもっていければよいが、気象条件により例えば雪で通行止め等で行けないこともある。処分場はだいたい山のうえにある。こういうことも理由のひとつである。保険ではないが、他の処分施設を抱えているような状況。美袋は量が少ないので、県内の2者で可能という判断。 ・入札だと1者を選ぶことになり、先ほどからの説明の通り難しいと思う。1者ごとに特命随契をするというのもどうかと。 ・そのとおり。 ・肥料は市へ卸されるわけではないので、関知していない。
--	---

・運搬業務はこの者しかないのか

以上です。

○配水管等修繕業務及びメーター検針業務

・同じ検針業務でもかたや指名入札で、かたや随
契でというのは移行中ということか。

・最終目標は指名入札した業者に全件委託。当面
はこれまででもらっていた個人検針員に随意
契約とすると。

・修繕は工事単価表を市長が別に定めるとい
うことですが、定期的に見直しをするのか。市が一方
的に定めるのか。

・参考見積りはどこからとるのか。1者か。

・調書では予定価格欄が空欄だが、どうな
っているのか。

ありがとうございました。

○総合文化センター屋上（中央公民館）防水修繕

・指名業者は何者だったか。

・5者とも応札してきた。

・合特法のからみもある。この処理区については
その社のみ。

（上水道課）

・給水区域内の配水管・給水装置の修繕であり、
突発的、休日等にも対応が必要となるため、単
独の者でなく、市内の水道工事業者で結成され
た管工事組合と契約することで、早急な対応が
可能となり、断水時間の短縮もはかれることか
ら随意契約としている。メーター検針業務は過
渡期であり、入札としているが、これまでど
おり個人検針員と契約しているところも残っ
ている状況。

・業者へ入札で委託中。個人検針員も減少し
ているが、いきなり全部というのは難しいと考
えている。

・そうです。

・材料費については業者からの参考見積りを
徴したうえで単価を検討している。年度途中
で一度改正をしている。

・材料を扱う業者複数から徴している。

・単価表をもって予定価格としている。

（文化課）

・総合文化センターの屋上防水について5者
による入札を執行したが、3度の入札にもか
かわらず不調となった。このため最低価格
者と交渉し示談が成立したことから8号適
用で随意契約としたもの。昨年、隣接す
る市民会館の屋上防水を実施したため、
その際の金額を参考にしたので、参考
見積りは徴していない。

・5者。全者とも応札された。3回まで行
ったが予定価格以下にならなかったの
で、その場では不

<ul style="list-style-type: none"> ・ 8号適用で随意契約に切り替えて、その時は見積りを依頼したのは。 ・ 3回まで実施して落札者がいなかった原因はなにか。 ・ 入札した金額からどのくらいの差があったのか。 ・ 最終的には予定価格内の額が示された。 ・ 8号随契は予定価格は変更できない。 ・ 業者の方にはだいぶないもらったような形になるのはいいのか悪いのかと思うが、原因はよくわかった。 <p>ありがとうございました。</p> <p>○総社駅南地区 出来形確認測量変更及び換地処分等業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅南地区の工事はまだ終了していないということか。 ・ 工事後の作業をしているということか。 ・ 区画整理事業をしているときの業者が施工するわけではなく、何回かにわけて実施しているのか。 ・ 今回のこの業者は今まで施工してきた者か。 ・ 3者が応札しているが、こういう業務ができる者が少ないのか。金額が大きいなかで3者しか入ってこない。業者が少ないのか ・ 実績もある業者が技術者の専任が必要というこ 	<p>調として最低価格者と交渉することにした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低価格を応札した者に依頼した。 ・ 昨年市民会館で施工した際は足場がかなり高かった。今回は2階でありその分足場が安くなると踏んだ。結果として参考見積りを徴していればと。 ・ かなりの差があった。 ・ そうです。 ・ そうです。 <p>(都市計画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区画整理事業の一連業務の一つ。条件付事後審査型一般競争入札を実施。業務実績等の条件を設定。3者の応札。 ・ 工事としては終了している。 ・ 工事が終了した後に最終的に出来形を確認して、変更まで精査した結果を換地処分に向けて行うもの。 ・ 節目節目で入札している。 ・ そうです。 ・ 東北のほうで津波のあとの区画整理の関係で忙しいという話を聞いたことはある。業者数はそれなりにある。今回大きな業務であるので、会社の実績だけでなく、技術者の実績も要件としている。31年3月までという長い間、総社市に配置できる技術者がいなければ応札できない。 ・ 実際に1者辞退された者は、応札しようと名乗
---	---

<p>とできないのは。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加資格は都市計画課で定めたのか。 ・資格のハードルとしては他市と比較しても高いのか。 ・業者はコンサルか。 <p>以上で終わります。</p>	<p>りはあげたが、技術者の確保ができなかったと断りがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の基本的なところは担当課で作っている。 ・実際の業務は一連の業務であり、どこかが変われば最初から手直しが必要なもので作業的には厳しい。そういうことができる者となるとそれなりの条件設定が必要。他の自治体もハードルは上げていると思う。 ・そうです。
--	---

(3) その他

・次回の日程等

(事務局) 次回の日程について、次回は11月定例会になります。平成29年11月28日(火)の午前10時からお願いいたします。選定の当番は山田委員になります。よろしくお願ひします。

3 閉会

(事務局) 以上をもちまして平成29年度第2回の委員会を終了します。

平成29年度 第3回 総社市入札等監視委員会

審議概要開催日及び開催場所

平成29年12月5日(火) 午前10時00分～11時45分

総社市役所西庁舎3階301会議室(東)

委員 委員長 小寺 立名

委員 林 英夫

委員 山田 孝延 3名全員の出席であり委員会は成立

次 第

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

- ・審議対象期間の契約状況について

(事務局) 今回の対象期間である平成29年7月1日から9月30日までの事案について、「総括表」をもとに契約状況を説明。対象件数は各課で行う委託件数が50件、建設工事、コンサルを含めると全部で131件であり、昨年同時期と比較して11件の減となっている。

契約検査課・上水道課の建設工事等は81件であり昨年比9件の減。内訳としては、一般競争入札が2件、指名競争入札74件、随意契約は昨年比10件減の5件。随意契約理由としては1号が4件、6号が1件でした。

また、各課で行う委託契約については、42件の随意契約中、随意契約理由のうち1号が23件、2号が15件、3号、8号が2件ずつとなっております。なお、随意契約のうち、金額的には総社市下水道事業等企業会計化移行に伴う固定資産調査・評価業務の6,520万円が最高額でした。

(委員) 了承

(2) 審議事項

- ・審議対象案件の審議

(事務局) 当番の山田委員より抽出案件の説明をお願いします。

(山田委員) 今回は、福祉課の工事において、一般競争入札となった案件が1件あるため、契約方法、内容について確認をしたい。

さらに各所属で実施している委託・修繕から3課計8件、工事から1課計4件の案件を選定した。まず長寿介護課からは、高齢者給食サービス事業委託については予定価格の未設定について、また修繕2件については予定価格の設定方法について確認したい。教育委員会庶務課からは、随意契約理由が自治法施行令第167条の2第1項第8号の経過確認と、修繕3件の予定価格の設定方法等を確認したい。生涯学習課から、陸上競技場夜間照明設置委託業務の入札結果の分析について説明をいただきたい。また、上水道課工事4件について、入札結果の確認とするため選定した。

抽出案件（審議順）

	契約方法	担当課	工事又は業務名
委託	随意契約	長寿介護課	高齢者給食サービス事業委託料（7月～3月）
修繕			養護老人ホーム総社市清梁園厨房空調機取替修繕
			養護老人ホーム総社市清梁園給水加圧ポンプ取替修繕
委託	随意契約	庶務課	総社小学校 発掘調査用仮囲い設置業務
修繕			新本小学校 樋・クラック修繕
			総社西中学校第1・2音楽室アコーディオンカーテン取替修繕
			昭和小学校 消防用受信機取替修繕
委託	指名競争	生涯学習課	総社北公園陸上競技場夜間照明設置委託業務
工事	一般競争	福祉課	昭和福祉センター解体工事
工事	指名競争	上水道課	槇谷（県事業関連）配水管移設工事
			浅尾～井山配水管布設工事
			福谷（黒崎外）配水管布設工事
	一般競争		井尻野（国道180号横断）配水管布設工事

委員からの意見・質問、それに対する回答

委員からの意見・質問	担当課の説明・回答
<p>○高齢者給食サービス事業委託</p> <p>・本年度の利用件数や金額はいくらぐらいを想定しているのか。</p> <p>・今回の契約は配達の料金ということか</p> <p>・実施要綱により事業内容が限定されるから、契約の目的、性質が入札に適さないというのはどうつながるのか。</p> <p>・金額はあらかじめ単価として決めていて、そこについては競争はさせないと</p> <p>・競争をさせずに、この単価で手を上げてくれる者であればよいと。</p>	<p>（長寿介護課）</p> <p>・在宅の高齢者に夕食を届けるもの。届けるだけでなく安否等の見守りを兼ねている。従来も実施していたが配達曜日を拡大した。今後も継続実施していく。実施要綱により事業内容が限定されるため随意契約とした。</p> <p>・予算規模としては年間 500 万円位。毎月の実績を元に支払う。この 10 月は 1200 食の配達。従前は 300 食とか 400 食であった。弁当の事業者を拡大したことで高齢者からの申請は増えている。</p> <p>・配達の料金に安否確認を含んでいる。お弁当の料金は含まない。</p> <p>・事業の目的として事業者を入札でしぼるのは、幅広く事業者を選択することにおいて利用者の不利になることから、あらかじめ予定価格を設定して広く事業者に呼びかけた。</p> <p>・この金額で出来るかと何度も事業者と協議を重ねた。単価をもって広く呼びかけた</p> <p>・元々の事業は平成 11 年から社会福祉協議会に依頼していた。配達のほうはボランティアの方が公民館等から週一回配達していたが、ボランティアのほうも厳しくなったということでどうするかと。50人位利用しているので、空白期間をつ</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・公募ということによいか ・特定のコンビニの名前が並んでいるが。他のコンビニからは応募がなかったのか。 ・予定価格の欄に記載がないが設定していないのか。理由は。 ○養護老人ホーム総社市清梁園厨房空調機取替修繕、及び給水加圧ポンプ取替修繕 ・資料には予定価格の積算根拠の記載がない。予定価格が130万円未満というのが先にあって、随意契約ありきとしたのではないか。 ・空調機の参考見積りはいくらか ・70%の根拠は ・給水ポンプの参考見積りは ・給水ポンプ修繕の予定価格の設定はこれまでの経験でいくらになったのか ・そういう経験から2件とも70%の129万9千円が予定価格になったと。 ・空調については見積り合わせをしても、参考見積りと近い額での見積もり、又はそれ以上の額の見積額ばかりで不調となったが、何とか予定価格以下で契約している。これはこの者をお願いしたということによいか。 ・これに付随するような工事等を落札者に別発注でお願いしてはいないか 	<p>くるわけにいかない。他自治体の状況や、事業者の意見も聞きながら検討したが、山間部は出来ないという事業者も多かった。空白の地域を作るわけにいかないので、社協へお願いしていたときの金額で事業者に広く募ったら応募してくれた社があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そうです。5月に募集要項を出し応募してくれた事業者と契約した。 ・すでに配達事業をされているコンビニであったので応募してくれたのだと思う。 ・内部決裁で単価を決定していたので、それが予定価格という扱いとなっている。 <p>(長寿介護課) 清梁園の厨房の空調機と給水加圧ポンプが故障したので、それぞれ取り替えるもの。予定価格が130万円未満であったことから随意契約とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調機は2者から給水加圧ポンプは3者から参考見積りを徴し、予定価格の参考とした。 ・約180万円と約190万円。あくまで参考であるので課内で協議し、その概ね70%程度で予定価格を設定した。 ・参考見積りであるので、これまでの経験から概ねこの位にはなるだろうと。 ・約170万円、約160万円、約120万円。 ・一番高い参考見積額の概ね70%と ・そうです ・そうです ・市は別に発注していない。ただ、指定管理に出していて、空調関係の保守はしている。建設当時
---	---

<p>・そういうこともあり、180万円を超える見積りから130万円を切るところまで何とかお願いできたということか。それが指定管理の費用に上乘せになるようなことはないか。</p> <p>・この施設の空調、電気関係を一手に引き受けているということか</p> <p>・見積り合わせからいうとかなりの値引きである。今回泣いた分を別で取り返すではないが、あまり無理をお願いすると、今後こちらが泣くようなバーターになりかねない。好ましくないと思う。</p> <p>・参考見積りを複数から徴しても、これまでの経験から70%にするとかして130万円にいかないようにしていたら参考見積りを徴する意味があるのか。結局以前からお願いしている業者に頼み込んでその金額に収めるというのは積然としないやりかたである。</p> <p>参考見積りを複数徴し、そこから予定価格を設定する際のルールはないのか。参考見積りを徴したからにはある程度合理的根拠がなければ、その額が基準であると思うが。</p> <p>・空調の見積りあわせは1社が400万円台。180万円台の社もある。契約の落としどころが130万円弱である。いずれにしても130万円未満とするがために129万9千円の予定価格を2件設定したというように思えるので、今後は気をつけていただきたい。</p> <p>○総社小学校 発掘調査用仮囲い設置業務</p> <p>・参考見積りはいくらだったのか。</p> <p>・応札が1社しかなかった場合、入札を執行しないという自治体もあるが。総社市はどうか。</p>	<p>から携わっていると聞いている。</p> <p>・指定管理料は別。</p> <p>・一手ではない。</p> <p>・(事務局) 参考見積りであるので、その額が本気で契約を希望する金額でないはずという思いはある。70%がいいかは別として、参考見積額からある程度下がるものと思うが、参考見積りを徴する際にどのような徴し方をしているのか。あくまで参考だと業者に説明し、こちらも示された額の理解が必要。参考見積りでかなり勉強された額を示されのを分からずに、さらに予算の査定で落とされたにも係らず、そのまま入札をして不調になったこともある。難しいところではある。</p> <p>新校舎改築に伴い発掘調査が必要となったことから、安全を確保するため囲いをしたもの。入札をしたが不調となったため、最低価格者と交渉し随意契約としたもの。</p> <p>・税込み約66万円</p> <p>・(事務局) 通知文に1社となった場合は中止すると記載していない限り執行している。なお、電子入札で執行している建設工事等の一般競争入札は1社の場合中止となるルールがあるが、他の入札において何か決め事をしているものはない。</p> <p>・昨年度もこの案件はあり、その際は金額が低かったので見積り合わせで実施。その際は各社見積</p>
---	--

<p>・よく議論になるのが一般競争入札であれば、入札参加の機会は広く公募しているので、結果1社であっても競争性は確保されたとして執行してよいというのが有力な考えである。指名入札の場合は、元々指名している対象者しかいないので、参加したのが1社だと競争が確保されたのかと見解を示す方もいる。考え方が難しい。こちらから選んだ3者のうち2者が辞退して1者だけでも3者間では競争の機会は確保された。ただ他の者は入りたくても入れない。1者でそのまま入札を執行してよかったのか。議論の余地はあるが、ただちにこの入札が無効となるものではない。 (当初)もう少し指名業者を増やすということは考えなかったのか</p> <p>・辞退の理由を確認しているか</p> <p>・1回目で落札しなかったので、その場でもう一度依頼したと。3者選んだ以外には指名できそうな先はないのか</p> <p>・1回目で1者しか入らなかった。自治法ではその場で2回目とすることが出来る。仕切りなおしも可能であるが、そうは思わなかったか。</p> <p>○新本小学校 樋・クラック修繕外2件</p> <p>・消防設備は見積り依頼が1者ということだが、点検業務をこの者がしているからか。</p> <p>・消防の関係は1者だけというのは緊急でということか</p> <p>・同様の修繕内容の実績から、参考見積りはこうであっても、このくらいの金額で行けるはずというのは先ほどの案件と違い説得力があるし分かりやすい。</p>	<p>りをいただいたので、今回辞退となったのが意外であった。</p> <p>・この金額でいえば3者程度でよいと判断した。</p> <p>・1者は杭の段取りができないということで辞退と聞いたが、もう1者は不明。</p> <p>・確認したなかではあと2～3者ある。</p> <p>・通知に1回で落札とならなかった場合は2回目を実施すると記載している。ここで止めるというのもどうかと思う。また、場合によっては示談もとあるという通知である。</p> <p>樋・クラック修繕は参考見積りを3者徴し、その業者の価格を予定価格の参考とした。カーテン取替えは2者から参考見積りを徴し高いほうの仕様を参考に予定価格を計算した。消防用受信機取替えは機器を交換しないと非常ベルが鳴り止まないため、法令に基づき保守点検している者に1者随契とした。参考見積りが190万位であったが、過去の同内容の契約を参考とし130万円未満で出来ると判断した。</p> <p>・そうです。なお、点検業務の発注は7～8者での見積りあわせを実施している。</p> <p>・それにつきます。</p> <p>・この者も前回の実績額を知っているの、そのあたりは意識されていた。</p>
---	--

○総社北公園陸上競技場夜間照明設置委託業務

・予定価格に比べて非常に安価に契約できているのは

・既に完成したのか。施工中か。

・予定価格の参考にした業者は入札には入っていないのか

・仕様書は誰が作成したのか

・メーカー指定等しているが価格の情報はどのように調べたのか

・仕様書作成の際に価格的な情報がなかったのか。また、仕様書についての問い合わせが多いように見受けられる。仕様作成にあたってはある程度専門の意見を聞いたほうがよかったのか。そういう面では改善の余地がある。

○昭和福祉センター解体工事

・予定価格の積算の根拠はどうなっているか

・参考見積りを徴したと

・落札率が非常に低い。要因は何か考えられるか。

・北公園の陸上競技場に夜間照明を設置するもの。当初、照明機器を扱っているメーカーから参考に金額を聞いたが、地元の電気工事業者で入札を執行したら安価に契約ができたもの。

・元々提案をもらったのが工事業者でなく照明器具を扱うメーカーであったため、割高なものだったのかもしれない。また、別のメーカーの話では今年度になり街灯や家庭用からスポーツ施設に対して LED 普及を進めることになったと聞いた。落札者が電柱設置に長けている者であった。こういったことが要因と思っている。

・照明は設置したが繋ぐところまではできていない。

・照明器具を取り扱うメーカーなので入っていない。ただし照明器具の同等品としては入っている。

・市職員が作成した。

・インターネット等で確認した。同等品も可としている。

昭和福祉センター解体工事であり、設計価格が4千万円以上ということで、条件付事後審査型の一般競争入札を実施したもの。

・刊行物の単価や刊行物に記載のないものは3者からの見積りによる。

・総社市で刊行物の単価から設定できないものについては3者見積りにより単価を決定している

・企業の儲けなどの一般管理費をかなり努力され落とされたのではないかと推測する。また、撤去部分について、設計での単価は3者見積りであり、そこでも査定をしているが、査定金額が大きく食い違っていたので、そのあたりが要因では

・3者見積りを徴して単価が出る。でも落札者と大きく差がでた。何が違うのか。

・そこは仕様などで示さないのか

・入札金額をみると3者が同じくらい、その次の3者が同じくらい。その他と3つのグループにみえる。入札業者の規模とか総社市の会社の立地状況などで分かれているのか。理由はあるのだろうか。

・今後そういう情報は参考とするのか

・工事は終了したのか

・先ほど手ではつるという説明もあったが、そのあたりは機械で施工したので終わったのか

・応札にあたり、ここは機械で、ここは手でというのを全社同じ認識であればよいが、プロがすることだからいいのだろうか。応札額が3段階に別れているというのもどう考えるか。今後の検討課題ではないか。

○榎谷（県事業関連）配水管移設工事外3件

・偶然なのでしょうけども、指名競争・一般競争で特定の者が多く落札していたことから、そういう面で話を聞きたい。

ないかと思っている。

・市としてここまでの解体工事を設計していないこともあるかもしれないが、先ほど説明した査定の部分、査定率が甘かったのかどうか。設計の際にさらに聞き取りをするなりして、査定率を低くみることがいいのか、今後の課題と考えている。また、建物に住宅が近接しているため圧砕機の使用を控え、手ではつる設計としていたが、圧砕機で施工できると判断され、単価を出されたのではないか

・示してはいない。今後、今回を踏まえ検討したいと思っている。

・（事務局）後で落札者から聞いた話だが、下請業者によって価格帯に差が出ているのではないかと。

・（事務局）今回は特に気になったので落札者に聞いた話。今年の総社市は仕事が少なく、仕事を得るために企業努力でかなり低く抑えた金額で応札したと聞いている。

・工期はまだあるが更地の状態にはなっている。

・機械で出来るところは機械で施工したと思われる。

8月23日に開札した水道工事。一般競争1件、指名競争8件のうち、同じ者が多く落札しているという指摘のあった4件。

・工事については基準率と変動率がある。変動率はくじで決まる。くじは当日開札時でわかるもの。入札結果をみると落札が多かった者は、金額面でよくがんばっているなという印象。変動率はプラス1%からマイナス3%の範囲でどうなるか分からない。安く応札したら、場合によっては失格のこともある。安く応札するのはそれなりに危険でもある。失格業者が5者あった工事もある。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 1件目は5者が失格。これまでも時々みできて残念なケース。他のケースは一番安くいれた者が落札し、2番札、3番札と同じ者が並んでいる。すべての入札で同じ者が入っているわけではないのか。 ・ 設計価格は事前公表だったか ・ くじの変動率はだんだんと縮小している ・ せっかく安くいれても失格というのも困るし、幅が狭くなるとくじが機能しなくなっても困る。難しいところ。 ・ 1件は落札率でいうと 96%くらい。これはどう見れば良いのか ・ 最低制限価格がだいたいこのあたりというのは分かるものなのか ・ すべて同じ日に入札をするのか。工期がバラバラである。そのほうが価格面で有利であるとか何か政策的に考えているのか。 <p>以上で終わります。</p>	<p>る。当日のくじということとしかいいようがない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金額などでランク分けがあり、指名委員会で判断される。 ・ (事務局) そうです ・ (事務局) 数年で変更している。一番大きいときがプラスマイナス4%ですので幅としては8%。現在がプラス1%マイナス3%の幅としては4%。これは県内で比較すると結構大きい。業界の要望としては他市なみに2%位にというのもあるが、あまり狭くするといくら199通りのくじがあっても、小額な入札だと同額の可能性もある。難しいところである。 ・ (事務局) 今回落札が多かった者は、マイナス2%位を2件、マイナス1.5%位で2件、その他1件という応札金額で4件の落札。すべてマイナス1.5%位の額をいれた者は1件も落札できていないという状況。くじではあるが難しいところである。 ・ (事務局) 会社の規模やその時の状況にもよるのではないかと。技術者の都合などで全部落札となっても困る場合もある。いくらか応札額のさびわけというか、この1件は少し遠慮気味の額を応札されたのかもしれない。 ・ (事務局) 各社積算しているので基準率はおおよそ算出できると思うが、そこから変動率があるので、最低制限価格そのものを出すのは難しい。 ・ (事務局) 水道は水道でまとめて同じ日に開札している。契約検査課も同様。工期は工事の規模により異なる。どの時期にどの工事を発注するのは工事担当部門で完成時期を考慮し発注する。
---	---

(3) その他

・ 次回の日程等

(事務局) 次回の日程について、次回は2月定例会になります。平成30年2月16日(金)の午前10時からお願いいたします。選定の当番は林委員になります。よろしくお願ひします。

3 閉会

(事務局) 以上をもちまして平成29年度第3回の委員会を終了します。

平成29年度 第4回 総社市入札等監視委員会

審議概要開催日及び開催場所

平成30年2月16日(金) 午前10時00分～11時25分

総社市役所西庁舎3階301会議室(東)

委員 委員長 小寺 立名

委員 林 英夫(欠席)

委員 山田 孝延

2名の出席であり委員会は成立

次第

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

・審議対象期間の契約状況について

(事務局) 今回の対象期間である平成29年10月1日から12月31日までの事案について、「総括表」をもとに契約状況を説明。対象件数は各課で行う委託件数が42件、建設工事、コンサルを含めると全部で127件であり、昨年同時期と比較して57件の減となっている。

契約検査課・上水道課の建設工事等は85件であり昨年比41件の減。内訳としては、一般競争入札が6件、指名競争入札64件、随意契約は昨年比8件減の15件。随意契約理由としては1号が14件、6号が1件であった。

また、各課で行う委託契約については、29件の随意契約中、随意契約理由のうち1号が13件、2号が13件、3号が2件、8号が1件となっている。なお、随意契約のうち、金額的には総社市下水道事業計画変更業務の1,170万円が最高額であった。

(委員) 了承

(2) 審議事項

・審議対象案件の審議

(事務局) 当番の林委員欠席につき小寺委員長より抽出案件の説明をお願いします。

(小寺委員) 今回は、下水道課から、「総社下水処理場等運転管理業務」において、入札不調に伴う自治法施行例第167条の2第1項第8号を適用した経緯、内容について説明いただきたい。次に商工観光課から、「旧堀邸北東棟東面及び北面修繕」について、予定価格の設定方法などについて確認したい。また教育委員会庶務課から、総社小学校校舎改築工事、総社小学校校舎改築機械設備工事、総社小学校校舎改築電気設備工事の3工事について、総合評価方式の入札方法や落札方法、低入札価格調査などについて説明をいただきたい。

抽出案件(審議順)

	契約方法	担当課	工事又は業務名
委託	随意契約	下水道課	総社下水処理場等運転管理業務
修繕	随意契約	商工観光課	旧堀邸北東棟東面及び北面修繕
工事	総合 一般競争	教委庶務課	総社小学校校舎改築工事
		建築住宅課	総社小学校校舎改築機械設備工事
		契約検査課	総社小学校校舎改築電気設備工事

委員からの意見・質問，それに対する回答

委員からの意見・質問	担当課の説明・回答
<p>○総社下水処理場等運転管理業務</p> <p>・入札結果表によると1回2回の入札額が予定価格を超えていたということか。</p> <p>・予定価格の積算についてはどのようにしているか。</p> <p>・調書の設計価格が積算の額か。その額を調整して予定価格を決めたのか。</p> <p>・設計金額と比較しても，応札額が高いのはどうということか。</p> <p>・今年度の契約者もこの業者だが，業務もよく分かっていると思うが。</p> <p>・以前の価格と比べてどうか。予定価格はどれくらい変わっているのか。</p> <p>・入札が不調に終わったとき，随意契約に切り替えたときは見積は1者のみからとるのか。</p> <p>・当初業者が想定していた金額から相当額削ってもらったと。</p> <p>・業務内容を把握している業者が，予定価格と相当額開きがあるのは不思議。仕様の認識がずれるのはどうかと思う。業務内容は変更があったのか。</p> <p>・3者の限定理由は。</p> <p>・なぜ岡山市内の者は指名していないのか。</p> <p>・前回の指名業者と同じか。</p> <p>・応札額が100万円単位なのはこういうもの</p>	<p>(下水道課)</p> <p>・総社下水処理場外の運転管理業務。随意契約にいたった経緯は3者で指名競争入札を実施したが不調になったため，自治法施行令に基づき随意契約したもの。</p> <p>・相当額の差があった。</p> <p>・下水道協会の歩掛の本に基づいて積算している。その積算を元に予定価格を設定している。</p> <p>・そのとおり。</p> <p>・細かい積算の内容の差はわからないが，たとえば脱水時間を何時間みるとかそういった内容に見解の相違があったのかもしれない。</p> <p>・そう思う。</p> <p>・以前の金額が今分からない。積算基準の単価がUPしている部分があるので，その分はUPしている。</p> <p>・最低価格者からとる。2回入札後，最低価格者と価格交渉してもらう。</p> <p>・そのとおり。</p> <p>・ない。</p> <p>・国土交通省の下水道施設維持管理登録者名簿から総社，倉敷の業者を選定した。</p> <p>・(岡山の業者は)岡山地区では実績があるが，倉敷総社では実績がないので。</p> <p>・そのとおり。前回以前は随意契約で契約していた。</p> <p>・きりのいいところで応札していると思う。</p>

か。金額も近い。

・業者想定の価格と予定価格が大きく異なるのは、仕様・業務内容に誤解があったのならば公正な入札が行われたとは思えない。今後お互いの認識のずれがないように確認してほしい。

・すべての業者が高いのは、前回と同じメンバーで落札水準がなんとなく分かっているのでは。もう少し業者を増やせば違ってくるかも。

・競争性が制約されているようにも感じるので今後の改善課題として検討してほしい。

○堀邸北東棟東面及び北面修繕

・参考見積りは1者のみで、それが130万円を少し超えていた。

・過去にこの建物の修繕の実績があったからその者を選んだということでしょうか。

・交通誘導員を減にしたということだが、その情報は見積もり合わせのすべての者に伝わっていたのか。

・その条件は3者に伝わっているか。

・この建物は古いということだが、文化財にはなっていないのか。

・現在はNPOが活動している。

・文化財でないから使用してもいいが、文化財的

・3年契約が5年契約に変わったのが影響したのかもしれないが、あまりすり合わせすぎると容易に予定価格が推測されるので。業者が利益を見すぎたのかもしれない。ここはわからない。

・処理場への緊急の集合にかかる時間が30分以内としているので3者になった。規模もある程度必要となる。

(商工観光課)

旧堀邸の修繕。H13年に寄付を受けたもので、建築年度は1844年以前であり非常に古い施設。昨年の9月の台風により被災したことから修繕することになったもの。予定価格が130万円以下であるため随意契約とした。

・そうです。

・そうです。現地で立会いをしてもらったが、その際にも、別の修繕の関係でこの者が施工中でした。

・工事の内容については、市の専門職である建築住宅課の技師に相談し、業者立会いの下、どこをどう修繕するか決定したが、その後、交通誘導員は、この施設の周辺では参考見積りより減らして2名にできるとなった。道路占有の費用も、市職員である技師等と相談し、こちらでメーターを計測したら、1万円程度の減額ができると判断した。

・特に伝えているものではないが、通常この規模であればこちらで算出した金額くらいになるはず。

・寄付を受けた当初に確認したと聞いているが、たくさんある文化財の要件に合致せず登録はしていない。

・そうです。

・通路が2mしかなく隣家がある。通学路ではな

<p>な観点からいうと、こういう材料はどうかと思うが。</p> <p>・参考見積りが 130 万円以上であるが、内容を精査して 130 万円以内で見積もり合わせをし契約したものであり、特に不備があるものではない。</p> <p>○総社小学校校舎改築工事外 2 件</p> <p>・改築でなく新築工事はないのか。</p> <p>・なぜ建築本体と機械・電気と分けて発注しているのか。一本のほうがよいのでは。</p> <p>・その行程などを監理しているのは誰になるのか。</p> <p>・そこに工事の調整までしてもらおうと。</p> <p>・通常だったら元請に全部任せるのでは。</p> <p>・そのほうが安くなるのでは。トータルとしてはぶけるところもある。手間も減るし時間的にも費用的にもよいと思うが。</p> <p>・特別簡易型にしたのは。</p> <p>・3 J V が応札し、1 J V が辞退、1 J V が失格というのは、何かちょっとどうか</p> <p>・辞退というのは。</p>	<p>いが子どもが使っている実情。台風の日にもポロポロしていたと。現状のまま直すのは非常に費用がかかるので、こういった材料とした。ただし、北面は商店街に面しており、見栄えもあることから漆喰のままとした。</p> <p>(契約検査課外)</p> <p>総社小学校校舎改築工事については総合評価方式であり、同機械設備工事・電気設備工事は事後審査型一般競争入札で、3 件とも低入札価格調査制度を適用していることから、総合評価制度及び低入札価格調査制度の概要の説明。3 件の入札公告内容及び入札結果の説明。</p> <p>・新築し、その後現校舎を解体するので改築工事という扱いになる。</p> <p>・国からも文書がきており、分けられるものは分けて発注するという方針にしている。建築と電気と機械は分けている。</p> <p>・設計した業者に監理業務として契約している。</p> <p>・監理業者、教育委員会担当、建築住宅課担当とで協議し調整している。</p> <p>・例えば設計施工一体型方式という入札であれば、全部お任せすることができるかもしれない</p> <p>・専門的な工種は専門業者をお願いしている。おそらく県内の市も同様であると思う。</p> <p>・基本計画・実施計画も出来ており、施工の計画も固まってからの発注ということもあり特別簡易型とした。</p> <p>・落札した J V も失格基準価格に近いところであるので、競争は出来ていると思っている。</p> <p>・まず J V の申請の提出があり、参加の申し込みまではいただいたが、金額を入れる応札の際に辞退された。</p>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・特別簡易型の内容については、有識者の会議などに諮っていないのか。 ・総合評価にしたのはなぜか。 ・総合評価で点数表があるが、これはその都度作成するのか。 ・技術者が表彰を受けていたり、研修でCPDというのを受けている場合に加点など考えてみればどうか。以前、国交省で総合評価委員をしている際にはそういうものがあつたと記憶している。 ・営業所が市内など、資格要件が厳しいのでは。 ・要件が厳しいと新規参入が難しい。資格要件もあり点数もありと、重なっているのも難しいと思うが工夫できないか。 ・特別簡易型というのは、面白くないというか、折角総合評価をするのだから、より安くより品質のよいものとなるようにしてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そういう会議はしていないが、学識経験者ということで、国と県に意見を聴かなければならないとなっているので、今回も意見をいただいた。 ・どうするかは指名委員会が決めるようになっており、年に1件位はしたいと思っているが中々できていない。県からも総合評価をという話をいただいているが、具体的にしようとする、どうしても規模の大きい工事を選ぶことになるので、議会の議決がからんでくるので日程がむずかしい。今回は総社市ではまれにみる建築本体20億の工事であり、議会日程を逆算しながら何とか発注できた。 ・点数表の規定はありません。基本的には過去の点数表から施工実績の数値を変動し、場合によっては新しい要件を加えたりする。前回は耐震補強であったので、今回は新築等の実績に変更した。また、総社市は障がい者雇用をアピールしていることもあり、そういう面で加点があつたり、最近では防災面を問われることも多いので、防災協定も加点となつたりしている。他自治体の要件も参考に、いいものがあれば取り入れている。 ・大手の会社ですとそういう技術者がいるのかもしれないが市内だとどうか。他自治体の状況も確認してみる。 ・今回、第一構成員については県内大手まで可とした。第二構成員については、市内か準市内までとしたものもあるが、おそらく他自治体でも第二構成員は市内限定が多いのではないかと。 ・ある程度の実績は必要なので難しいところではある。 ・実際に県内自治体で、総合評価方式の入札をしている件数はまだ少ない。倉敷市レベルでも年数件であり、ほとんど特別簡易型で、児島市民病院が簡易型と記憶しているが、総社市も今後続けるよう何か工夫をととは思っている。
---	--

(3) その他

下水道課の案件は、額も大きいし要件等の工夫できないか。総合評価の案件は使い方によっては面白い制度であるので、こちらも工夫してほしい。

・次回の日程等

(事務局) 次回の日程について、次回は6月定例会になります。平成30年6月26日(火)の午前10時からお願いいたします。選定の当番は小寺委員長になります。よろしく申し上げます。

3 閉会

(事務局) 以上をもちまして平成29年度第4回の委員会を終了します。